## 昭和六十一年日本学術会議規則第一号 日本学術会議傍聴規則

日本学術会議法(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十八条の規定に基づき、日本学術会議傍

第一条 第二条 傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、その氏名、所属及び連絡先を登録し 聴規則を次のように定める。 日本学術会議の総会の傍聴に関しては、この規則の定めるところによる。

第三条 凶器その他危険な物を持つている者、酒気を帯びている者その他議事の運営に支障を及ぼ なければならない。

第五条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。第四条 傍聴人は、議場に入ることができない。 すと認められる者は、傍聴することができない。

議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。 みだりに傍聴席を離れないこと。 飲食又は喫煙をしないこと。

第六条 傍聴人は、公開しないこととする議決があつたときは、速やかに退席しなければならな 静粛を旨とし、議事の妨害になるような行為をしないこと。

第九条 議長は、議事の運営上必要があると認めるときは、傍聴、撮影又は録音を制限することが第八条 傍聴人がこの規則に違反したときは、退席させられることがある。 第七条 できる。 傍聴人がこの規則に違反したときは、退席させられることがある。傍聴人は、事務局係員の指示に従わなければならない。

この規則は、公布の日から施行する。

(平成一三年五月一五日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和五年五月一日日本学術会議規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。 附 則

附 則